

日本政府の国際人権条約機関審査状況

| 1993 ICCPR | 1998 ICCPR | 2007年 CAT、2009年 CEDAW、2010年 | 2008 ICCPR |
|----------------------------|--------------------------|---|------------------------------|
| | 勧告が履行されないことへの懸念 | 具体的な実施状況についての情報の不提供 (ICERD) | 勧告が履行されないことへの懸念、批判声明 |
| 規約違反の事件につき、最高裁の合憲判断以外がないこと | 国内法を規約に適合させる義務 | 条約国内適用の情報の欠如 (CAT)。条約が拘束力のある法的文書として参照されないことへの懸念 (CEDAW) | 規約違反の事件につき、最高裁の合憲判断以外が無いこと |
| | 法曹、公務員等への人権研修の欠如 | 法曹への研修はされていない。矯正職員等への研修は実施されたが不十分。他の施設についてはされていない (CAT)。条約に関する法曹への意識啓発 (CEDAW)。公務員による差別発言が続いていることを懸念し、差別禁止処罰法を緊急に立法することを勧告 (ICERD)。 | 法曹三者に規約に関する研修を行うよう勧告 |
| | 国内人権機関の不在 | CAT、CEDAW他全条約機関が再三指摘したが、人権擁護法案などの動きも、パリ原則には全く合致していない。 | パリ原則に合致した機関を勧告 |
| | 人権への態度を世論調査で決定していることへの懸念 | 差別的法規定の撤廃が進まないことを世論調査で説明していることへの懸念 (CEDAW) | 死刑、婚外子、民族差別における、世論に言及した説明を懸念 |
| 公共の福祉概念のあいまいさ | 公共の福祉概念への懸念 | | 再度の懸念表明 |
| 「合理的差別」概念への懸念 | 再度の懸念表明 | 差別概念が法に取り込まれておらず、禁止措置が取られていないことへの懸念 (CEDAW)。差別禁止を立法していないため、個人や集団が差別に対する救済を受けられない点を懸念。条約上の差別処罰規定の留保の撤回と差別禁止立法、運用、普及を勧告 (ICERD)。 | |
| 外登証携行義務 | 再度の懸念表明 | 日本国籍を持たない人びとのアイデンティティを尊重したアプローチを進めること (ICERD) | |
| 在日への国籍による差別 | 再入国許可に係る懸念 | 教育機会などにおける特にコリアンに対する差別を懸念 (ICERD) | |
| | | | 性的マイノリティに対する住居、生活上の差別 |
| 民族的マイノリティが認められていないこと | 民族的マイノリティへの差別 | マイノリティ女性への対策の欠如を懸念 (CEDAW)。マイノリティにおけるジェンダー問題への配慮 (ICERD) | |
| | 朝鮮人学校の不認定 | 無償化適用からの排除を懸念。他のさまざまな教育機会からの排除は条約違反であることを指摘。 (ICERD) | 朝鮮人学校への国庫補助の差別 |
| | | | 外国人無年金の問題 |

| | | | |
|----------|----------------------|---|---|
| | アイヌの土地、教育への権利 | アイヌを先住民族と認めたことに祝意。ただし不十分であり、沖縄の住民については先住民族として認められておらず、差別の対象になっていることを懸念。マイノリティの言語を含め、歴史等の教科書の整備を徹底するよう勧告。(ICERD) | アイヌと沖縄民族を先住民族と認めていない点を懸念 |
| | 部落差別への懸念 | 人種差別の定義を巡って、「世系」にもとづく差別の解釈について懸念。戸籍制度と部落差別への懸念。(ICERD) | |
| 女性差別の慣行 | | 差別的法制度が改善されていないこと、特別措置、暫定措置等が講じられていないことへの懸念、固定的性別役割に対する教育が進められていない点、労働分野での女性差別を懸念。セクシャルハラスメントの処罰。(CEDAW) | 女性に関するポジティブ・アクション導入の勧告、ワークライフバランス、セクシャルハラスメントの処罰、間接差別 |
| | 女性の再婚禁止期間等の差別 | 再婚禁止期間の撤廃(CEDAW) | 再度の懸念表明 |
| | 女性の婚姻年齢差別 | 婚姻年齢差別(CEDAW) | 性的同意年齢の引き上げを勧告 |
| | | 強かん罪の保護法益が依然として「健全な性道徳」とされていることに懸念、女性の権利への侵害として構成するよう勧告。(CEDAW) | 強かん罪の構成要件の見直し |
| | | 性暴力に対応する体制の欠如。基地と女性への暴力(CAT)。マイノリティ女性に対する暴力について特に懸念。(CEDAW) | 性暴力に対応するための体制の欠如 |
| | 性風俗産業における女性の権利の保護の欠如 | 女性への強かんなどを内容とするマンガ、ゲームの規制を勧告。性的搾取からの保護措置、社会復帰支援措置が不十分。(CEDAW) | |
| | 女性の人身売買への懸念 | 人身取引対策行動計画を確認。しかし、被害者保護が不十分。人身売買に興行ビザが用いられる件を懸念(CAT)。 | 人身取引被害者の発見と保護、在特の制限的な活用への懸念 |
| | DV防止 | ジェンダー暴力への対応(CAT)。DV被害女性の保護が不十分な点を懸念(CEDAW)。 | DVIに関する加害者処罰、被害者保護、シングルマザー保護 |
| | 強制不妊手術に対する補償が不十分 | 人工妊娠中絶の非犯罪化、性の健康に関するサービスに対する十代を含めた女性のアクセス確保(CEDAW) | |
| 婚外子出生届* | 懸念の継続 | 嫡出でない子への差別(CEDAW) | 法改正を勧告 |
| 婚外子相続差別* | 再度の懸念表明、勧告 | 民法改正の勧告(CEDAW) | 懸念の継続 |
| | | | 死刑廃止に向けて世論を変える努力の欠如 |

日本政府の国際人権条約機関審査状況

| | | | |
|---------------------|-----------------|---|---------------------------------|
| 死刑適用の制限* | 進展がないことへの懸念 | | 死刑適用の増加への懸念 |
| 死刑囚の処遇* | 深刻な懸念 | 死刑確定者の処遇と秘密主義への懸念(CAT) | 深刻な懸念、高齢者、精神障がい者の処刑など |
| | | 死刑執行停止(CAT) | 恩赦、執行停止などが利用されていないことへの懸念 |
| | | 義務的上訴制度の勧告(CAT) | 上訴取りやめ事例の増加への懸念、義務的再審査手続きの採用を勧告 |
| | 人身保護命令の制度不備 | 法的保護措置の欠如(CAT) | |
| 被疑者取り調べ時の 弁護人立会* | 強い改善勧告 | 弁護人の接見交通権の徹底、取調べ時間の制限(CAT) | 自白偏重への批判、「より近代的で科学的な」捜査技法を勧告 |
| 代用監獄* | 分離が不徹底 | 分離徹底のための法改正および、代替措置検討を勧告(CAT) | 廃止の検討を勧告 |
| | 取り調べの録音録画 | 録音録画されていないことへの懸念(CAT) | 散発的であることを懸念、全面可視化を勧告。 |
| | 捜査情報の開示 | 証拠開示がなされないことへの懸念(CAT) | |
| | 所内規則による権利侵害 | 医療の厚労省移管を勧告(CAT) | 所内処遇への懸念 |
| | 厳正独居拘禁 | 単独室収容の長期化(CAT) | 死刑囚の独居と制限区分4種の長期独居 |
| | 恣意的な懲罰手続き | デュープロセスの欠如(CAT) | 保護室収容の際に医師の事前診察がないこと |
| | 不服申し立て手続きが不十分 | 不服申し立て手続きの独立性が不十分(CAT) | 不服申し立て審査の独立性確保を勧告 |
| | 監視、不服申し立て機関の不存在 | 刑事施設視察委員会等の設置を歓迎(CAT) | 視察委員会、不服審査委員会の独立性が不十分 |
| | 革手錠等の戒具の使用 | 革手錠の廃止を歓迎(CAT) | |
| | 入国管理局、上陸防止施設での | | |
| | | 軍性奴隷制被害者への謝罪と賠償(CAT)。性奴隷制の問題に関する解決策がとられていないことを懸念。教科書からの記述の削除を懸念。(CEDAW) | 慰安婦への謝罪、賠償問題と教科書問題 |
| | | | 研修生・実習生 |
| | | 入管法のノンフルマン規定の欠如を指摘(CAT) | 入管法のノンフルマン規定の欠如 |
| | | | 難民参与員の独立性の欠如 |
| 表現の自由への制限 | | | 公職選挙法の問題、ビラまき処罰への懸念 |
| 個人通報不加入 | 議定書の批准と必要な法改正 | あらゆる人権条約への批准を求める(ICERD) | 司法権の独立を不加入の理由とすることへの懸念 |

日本政府の国際人権条約機関審査状況

| | | |
|------------|--------------------|--------------------------------|
| 拷問等禁止条約不加入 | | 加入したが、22条の受託なし。選択議定書加入を勧告(CAT) |
| | 警察、入管に関する独立監視機関の不在 | 留置施設視察委員会等の設置方針を歓迎(CAT) |
| | NGOとの対話 | NGOとの対話の機会が限られていることを懸念(ICERD) |

* ICCPR=市民的政治的権利に関する国際規約

* CAT=拷問等禁止条約 CEDAW=女性に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約、ICERD=人種差別撤廃条約

寺中 誠(東京経済大学)

2013年6月30日作成

teramako@teramako.jp

<http://www.teramako.jp/>